

岐阜県公報

第 四 百 九 十 号
令 和 六 年 五 月 七 日
(火曜日)

目 次

規 則

○岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

(県産材流通課) 一九四^{ページ}

告 示

○包括外部監査契約の締結

(行政管理課) 一九四

公 示

○落札者等に関する公示

(医療福祉連携推進課) 一九四

○土地改良区役員の退任及び就任

(岐阜農林事務所) 一九四

○土地改良区役員の就任

(同) 一九五

○土地改良区の定款の変更認可

(同) 一九五

○土地改良区役員の退任及び就任

(西濃農林事務所) 一九五

○土地改良区役員の就任

(同) 一九七

正 誤

○岐阜県教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則
中訂正

(教育管理課) 一九八

○岐阜県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則
中訂正

(人事委員会) 一九八

○岐阜県収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規則
中訂正

(収用委員会) 一九八

○岐阜県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する
規程中訂正

(選挙管理委員会) 一九八

○岐阜県監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程中
訂正

(監査委員) 一九八

○岐阜県労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程
中訂正

(労働委員会) 一九八

○岐阜県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に
関する規程中訂正

(内水面漁場管理委員会) 一九八

規 則		氏名 尾藤 望 資格 弁護士
岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和六年五月七日 岐阜県知事 古 田 肇		
岐阜県規則第四十一号 岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年岐阜県規則第九十八号）の一部を次のように改正する。 第四条第三項中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。		
告 示		
岐阜県告示第二百二十四号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第六項の規定により告示する。 令和六年五月七日 岐阜県知事 古 田 肇		
一 契約の期間の始期 令和六年四月一日 二 費用の額の算定方法 基本費用、執務費用及び実費を合算した額 三 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払（ただし、必要に応じて前金払をする。） 四 契約の相手方 住所 郡上市八幡町城南町二八一番地		

公 示	
○落札者等に関する公示 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。 令和六年五月七日 岐阜県知事 古 田 肇	
1 調達する役務の名称及び数量 岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校校務支援システムの構築及び保守・運用業務 一式 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 3 入札公告を行った日 令和6年3月8日 4 落札者を決定した日 令和6年4月18日 5 落札者の住所及び氏名 大垣市加賀野四丁目1番地の9 共立コンピュータサービス株式会社 取締役社長 服部 達也 6 落札金額 69,357,399円 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県健康福祉部医療福祉推進課看護係 (2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号 ○土地改良区役員の退任及び就任 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。	

令和六年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所
中濃用水 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所
岐阜土地改良区 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所

中濃用水 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所
岐阜土地改良区 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所

就任した役員

土地改良区 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所
中濃用水 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所
岐阜土地改良区 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所

中濃用水 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所
岐阜土地改良区 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所

。土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任をした旨の届出があつたので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所
山県用水 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所
土地改良区 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所

山県用水 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所
土地改良区 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所

。土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和六年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
桑 原 輪 中 土 地 改 良 区	令 和 六 ・ 四 ・ 二 二

。土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所
土地改良区 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所

土地改良区 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所
土地改良区 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所

土地改良区 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所
土地改良区 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所

土地改良区 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所
土地改良区 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所

土地改良区 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所
土地改良区 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所

土地改良区 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所
土地改良区 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所

土地改良区 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所
土地改良区 令和 年 月 日 役名 氏 名 住 所

[illegible]

同	安福正紀	同	二二五二番地
監事	無藤泰広	同	二二四九番地一
同	大橋龍一	同	二二九六番地三
同	高木憲彦	同	五二〇番地八

。土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
土改良区	令和六・三・三	理事	堀 源 吾	養老郡養老町宇田 二二九番地
養老町河	令和六・三・三	同	黒 川 俊 伸	同 一一三番地一
北土地改	令和六・三・三	同	村 上 均	同 一三六一番地
良区	令和六・三・三	同	伊 藤 喜 治	同 一五三番地一
		同	村 上 秀 彦	同 二五番地
		同	志 知 重 治	同 六八三番地九
		同	佐 竹 和 広	同 六四六番地
		同	青 山 貞 一	同 三七五番地
		同	吉 田 憲 司	同 一七三番地二
		監事	大久保 健 同	同 一二二〇番地一
		同	田 中 充 同	同 一四九番地
		同	高 田 幸 男 同	同 六〇三番地

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
土改良区	令和六・四・一	理事	村 上 則 夫	養老郡養老町豊 四八番地
養老町河	令和六・四・一	同	久保山 敏 同	同 五六番地
北土地改	令和六・四・一	同	河 村 敏 彦 同	同 一二一六番地一
良区	令和六・四・一	同	水 野 直 樹 同	同 五八〇番地一
		同	古 田 輝 幸 同	同 一〇四〇番地九
		同	早 瀬 久 貴 同	同 二七六番地一
		同	川 地 敬 一 同	同 六四八番地
		同	安 藤 匡 則 同	同 二九四番地一
		同	青 山 直 同	同 一三七番地
		監事	高 木 幸 夫 同	同 祖父江二〇七二番地一
		同	伊 藤 喜 治 同	同 一五三番地一
		同	高 田 幸 男 同	同 室原 六〇三番地

。土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
土改良区	令和六・三・二五	理事	古 川 正 博	海津市海津町高須町 九二二番地
高須輪中	令和六・三・二五	監事	山 中 久 雄 同	同 平田町勝賀 一二一五番地

同 水 谷 友 則 同 海 津 町 安 田 新 田 七 三 番 地

。正 誤

(原稿誤り)

令和五年三月三十一日号外(七) 岐阜県教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規程(岐阜県教育委員会規則第三号) 三六頁下段前から十一行目及び十二行目中「令和五年岐阜県規則第二十一号」は、「令和五年岐阜県規則第二十三号」の誤り。

(原稿誤り)

令和五年三月三十一日号外(七) 岐阜県人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規程(岐阜県人事委員会規則第一号) 三七頁上段前から四行目及び五行目中「令和五年岐阜県規則第二十一号」は、「令和五年岐阜県規則第二十三号」の誤り。

(原稿誤り)

令和五年三月三十一日号外(七) 岐阜県収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規程(岐阜県収用委員会規則第一号) 三七頁下段前から十一行目及び十二行目中「令和五年岐阜県規則第二十一号」は、「令和五年岐阜県規則第二十三号」の誤り。

(原稿誤り)

令和五年三月三十一日号外(七) 岐阜県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程(岐阜県選挙管理委員会告示第十八号) 三八頁上段後から六行目及び七行目中「令和五年岐阜県規則第二十一号」は、「令和五年岐阜県規則第二十三号」の誤り。

(原稿誤り)

令和五年三月三十一日号外(七) 岐阜県監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程(岐阜県監査委員会告示第一号) 三八頁下段前から十一行目及び十二行目中「令和五年岐阜県規則第二十一号」は、「令和五年岐阜県規則第二十三号」の誤り。

(原稿誤り)

令和五年三月三十一日号外(七) 岐阜県労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程(岐阜県労働委員会告示第一号) 三九頁上段前から三行目及び四行目中「令和五年

岐阜県規則第二十一号」は、「令和五年岐阜県規則第二十三号」の誤り。

(原稿誤り)

令和五年三月三十一日号外(七) 岐阜県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程(岐阜県内水面漁場管理委員会告示第一号) 三九頁上段後から五行目中「令和五年岐阜県規則第二十一号」は、「令和五年岐阜県規則第二十三号」の誤り。

令和六年五月七日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社